

臨時福祉給付金

7月6日(月)から
申請を受け付けます

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い人に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

給付金を受給するためには、申請が必要です。

▽支給対象 基準日(平成27年1月1日)に八幡市の住民基本台帳に登録されている人で、平成27年度分の住民税(均等割)が課税されていない人

※ただし、住民税(均等割)が課税されている人の扶養親族になっている人や生活保護を受給している人は対象外です。

▽支給額 支給対象者1人につき6千円

▽申請方法 7月3日(金)(予定)に、支給対象となる可能性のある人の世帯に申請書を送付します。必要事項を記入のうえ、①②いずれかの方法で申請してください。

①同封の返信用封筒で郵送
②市役所1階会議室1の専用窓口で申請書と本人確認書類(運転免許証、健康保険証、介護保険証等)を持参。受付時間は、午前9時～正午、午後1時～4時。

配偶者からの暴力を理由に避難している人で、事情により基準日(平成27年1月1日)時点で住民票を移すことができない人は、事前に福祉総務課にご連絡ください。一定の要件を満たす人は、申し出により次のような措置を受けることができます。

◎申出手続の完了後は、配偶者等が臨時福祉給付金の代理申請を行っても、申し出人の臨時福祉給付金は、支給しません。

◎住民登録を行っている市区町村ではなく、今実際に

▽申請期間 7月6日(月)～12月28日(月) 必着

※申請期限を過ぎた場合は、給付を辞退したものとみなしますのでご注意ください。

▽支給方法 申請書の審査完了後、支給(または不支給)決定通知書を送付します。支給決定者には、10月以降に順次、原則指定の口座への振り込みにより支給します。

子育て世帯
臨時特例給付金

申請を受け付けています。申請期限は、11月30日(月)ですが、早めに手続

配偶者からの暴力を理由に八幡市に避難している人へ

お住まいの八幡市に臨時福祉給付金の支給の申請を行うことができます。

※申し出を行った際に、既に配偶者等が代理申請を行っている場合は、上記の措置を受けることができない場合があります。

※臨時福祉給付金の申請手続きは、申し出とは別に行う必要があります。

◆問い合わせ 福祉総務課 受付窓口 市役所1階会議室1 7月1日から専用ダイヤル開設 ☎983-1123

◆問い合わせ 福祉総務課 受付窓口 市役所1階会議室1 7月1日から専用ダイヤル開設 ☎983-1123

◆問い合わせ 福祉総務課 受付窓口 市役所1階会議室1 7月1日から専用ダイヤル開設 ☎983-1123

きしてください。 ※申請期限を過ぎた場合は、給付を受けることを辞退したものとみなしますのでご注意ください。

◆問い合わせ 子育て支援課

給付金制度に関する
問い合わせ

・厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル) 0570-037-192 (土・日・祝日を除く午前9時～午後6時)
・厚生労働省特設ホームページ <http://www.2kyufu.jp/>

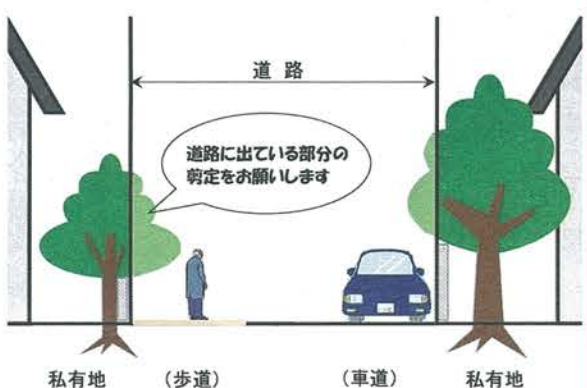
～給付金を装った
振り込め詐欺、や、個人情報の詐取、に
ご注意ください～

八幡市役所や厚生労働省、その他行政機関の職員等が次のようなことは絶対に行っていませんので、ご注意ください。

①ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

②給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

※八幡市役所や厚生労働省の職員等をかたった電話や訪問があったら、迷わず八幡警察署(981-0110)に連絡してください。



道路にはみ出した
樹木の剪定について
(お願い)

道路沿いの私有地から道路に樹木の枝葉がはみ出していると、人や車の通行に支障をきたし、思わぬ事故につながる恐れがあります。

道路に樹木の枝葉が張り出さないよう、土地の所有者は、樹木の剪定にご協力いただきますようお願いいたします。

◆問い合わせ 道路河川課

八幡市 プレミアム商品券 販売します

生活支援型商品券 5千円分
おトク!
8月3日(月)から販売開始

低所得者の生活支援のため、消費喚起型にプレミアム率をさらに上乗せした生活支援型プレミアム商品券を販売します。

8月3日(月)～9月30日(水)
(土・日・祝日を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時
市役所1階相談室2

購入申込書(販売場所に設置)に記入された内容を点検し、販売対象であることを確認したうえで販売します。

※本人確認書類(運転免許証、健康保険証、介護保険証等)を必ずご持参ください。

◆問い合わせ 福祉総務課

地域消費喚起型商品券 3千円分
おトク!
8月2日(日)から販売開始

市内の消費喚起および商店・商店街の活性化を図るため、商工会と共同して、8月2日(日)から2万冊の商品券を販売します。

- ① 8月2日(日)～7日(金) 午前9時～午後4時
・文化センター ・商工会館
・ホームセンタームサシ京都八幡店(期間中午前9時30分～)
- ② 8月3日(月)～7日(金) 午前9時～午後3時
・京都銀行男山支店 ・京都中央信用金庫橋本支店
・JA京都やましろ八幡市支店

※予約販売はしません。売り切れ次第終了。混雑が予想されますが、ご了承ください。

◆問い合わせ 商工観光課、商工会 ☎981-0234

八幡市プレミアム商品券

種類	販売対象	販売価格(1冊)	利用可能額(1冊)	購入可能冊数	有効期間	取扱店舗
地域消費喚起型	誰でも	1万円※2	1万3千円※3	1人5冊まで	8月2日(日)～ 平成28年1月31日(日)	取り扱いを希望する市内の店舗※4
生活支援型	住民税非課税世帯※1	8千円※2		1世帯1冊のみ		

※1 八幡市の住民基本台帳に登録され、平成27年度住民税(均等割)が課税されていない世帯。
※2 現金と引き換えでの販売。クレジットカード等の利用不可。

※3 商品券の内訳 千円券10枚、500円券6枚。
・全取扱店舗で利用できる小型・大型店舗共通券千円券10枚、500円券2枚(1万1千円分)
・小型店舗専用券500円券4枚(2千円分)
※4 取扱店舗については、市と商工会のホームページ等でお知らせします。